



学校の適正な規模・配置についての国の基準、考え方

学校の適正な規模・配置についての国の基準、考え方

〔学校規模の適正化が課題となる背景〕

国は、児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて1人1人の資質や能力を伸ばしていくという学校の特質を踏まえ、小中学校では一定の集団規模が確保されていることが望ましいとしています。

このため、昭和33年に小中学校の学校規模の標準を定めるなどして地域の実情に応じた学校規模の適正化を推進してきました。

〔望ましい学級数の考え方〕

小学校では、まず複式学級を解消するためには少なくとも1学年1学級以上（6学級以上）であることが必要となります。また、全学年でクラス替えを可能としたり、学習活動の特質に応じて学級を超えた集団を編成したり、同学年に複数教員を配置するためには1学年2学級以上（12学級以上）あることが望ましいものと考えられます。

中学校についても、全学年でクラス替えを可能としたり、学級を超えた集団編成を可能としたり、同学年に複数教員を配置するためには、少なくとも1学年2学級以上（6学級以上）が必要となります。また、免許外指導をなくしたり、全ての授業で教科担任による学習指導を行ったりするためには、少なくとも9学級以上を確保することが望ましいものと考えられます。

■学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）

第41条 小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。

第79条 第41条の規定は、中学校に準用する。

■義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令（昭和33年政令第189号）

（適正な学校規模の条件）

第4条 法第三条第一項第四号の適正な規模の条件は、次に掲げるものとする。

1 学級数が、小学校及び中学校にあってはおおむね12学級から18学級まで、義務教育学校にあってはおおむね18学級から27学級までであること。

2 通学距離が、小学校にあってはおおむね4キロメートル以内、中学校及び義務教育学校にあってはおおむね6キロメートル以内であること。

小規模校のメリット

【少人数を生かした指導の充実】

- ① 一人一人の学習状況や学習内容の定着状況を的確に把握でき、補充指導や個別指導を含めたきめ細かな指導が行いやすい
- ② 意見や感想を発表できる機会が多くなる
- ③ 様々な活動において、一人一人がリーダーを務める機会が多くなる
- ④ 複式学級においては、教師が複数の学年間を行き来する間、児童生徒が相互に学び合う活動を充実させることができる
- ⑤ 運動場や体育館、特別教室などが余裕をもって使える
- ⑥ 教材・教具などを一人一人に行き渡らせやすい。例えば、ＩＣＴ機器や高価な機材でも比較的少ない支出で全員分の整備が可能である
- ⑦ 異年齢の学習活動を組みやすい、体験的な学習や校外学習を機動的に行うことができる
- ⑧ 地域の協力が得られやすいため、郷土の教育資源を最大限に生かした教育活動が展開しやすい
- ⑨ 児童生徒の家庭の状況、地域の教育環境などが把握しやすいため、保護者や地域と連携した効果的な生徒指導ができる

小規模校を存続させる場合の教育の充実方策

地域の事情により、小規模校の存続を選択する場合、教育の機会均等とその水準の維持向上という義務教育制度の本旨に鑑み、小規模校のデメリットを最小化し、メリットを最大化する方策を計画的に講じる必要がある。

小規模校において生じる課題

【学級数が少ないことによる学校運営上の課題】

- ①クラス替えが全部又は一部の学年でできない
- ②クラス同士が切磋琢磨する教育活動ができない
- ③加配なしには、習熟度別指導などクラスの枠を超えた多様な指導形態がとりにくい
- ④クラブ活動や部活動の種類が限定される
- ⑤運動会・文化祭・遠足・修学旅行等の集団活動・行事の教育効果が下がる
- ⑥男女比の偏りが生じやすい
- ⑦上級生・下級生間のコミュニケーションが少なくなる、学習や進路選択の模範となる先輩の数が少なくなる
- ⑧体育科の球技や音楽科の合唱・合奏のような集団学習の実施に制約が生じる
- ⑨班活動やグループ分けに制約が生じる
- ⑩協働的な学習で取り上げる課題に制約が生じる
- ⑪教科等が得意な子どもの考えにクラス全体が引っ張られがちとなる
- ⑫生徒指導上課題がある子どもの問題行動にクラス全体が大きく影響を受ける
- ⑬児童生徒から多様な発言が引き出しにくく、授業展開に制約が生じる
- ⑭教員と児童生徒との心理学的な距離が近くなりすぎる

【加えて特に複式学級で生じる課題】

- ①教員に特別な指導技術が求められる
- ②複数学年分や複数教科分の教材研究・指導準備を行うこととなるため、教員の負担が大きい
- ③単式学級の指導順と異なる指導順となる場合、単式学級の学校への転出時に未習事項が生じるおそれがある
- ④実験・観察など長時間の直接指導が必要となる活動に制約が生じる
- ⑤兄弟姉妹が同じ学級になり、指導上の制約を生ずる可能性がある

【教職員数が少なくなることによる学校運営上の課題】

■学級数の減少に比例し教職員数も少なくなるため、下記のような問題が顕在化し、教育活動に制約が生じる恐れがあると指摘されている。

- ①経験年数、専門性、男女比等バランスのとれた教職員配置やそれらを生かした指導の充実が困難となる
- ②教員個人の力量への依存度が高まり、教育活動が人事異動に過度に左右されたり、教員数が毎年変動することにより、学校経営が不安定になったりする可能性がある
- ③児童生徒の良さが多面的に評価されにくくなる可能性がある、多様な価値観に触れさせることが困難となる
- ④ティーム・ティーチング、グループ別指導、習熟度別指導、専科指導等の多様な指導方法をとることが困難となる
- ⑤教職員一人あたりの校務負担や行事に関わる負担が重く、校内研修の時間が十分確保できない
- ⑥学年によって学級数や学級あたりの人数が大きく異なる場合、教員間に負担の大きな不均衡が生ずる
- ⑦平日の校外研修や他校で行われる研究協議会等に参加することが困難となる
- ⑧教員同士が切磋琢磨する環境を作りにくく、指導技術の相互伝達がなされにくい（学年会や教科会が成立しない）
- ⑨ 学校が直面する様々な課題に組織的に対応することが困難な場合がある
- ⑩ 免許外指導の教科が生まれる可能性がある
- ⑪ クラブ活動や部活動の指導者確保が困難となる

こうした学校運営上の課題が生じるかどうかは、地域や児童生徒の実態、教育課程や指導方法の工夫の状況、教育委員会や地域・保護者からの支援体制など、学校が置かれた諸条件により大きく異なるが、仮にこういった問題が生じた場合には、児童生徒に以下のような影響を与える可能性があると考えられている。



学校運営上の課題が生徒に与える影響

- ① 集団の中で自己主張をしたり、他者を尊重する経験を積みにくく、社会性やコミュニケーション能力が身につけにくい
- ② 児童生徒の人間関係や相互の評価が固定化しやすい
- ③ 協働的な学びの実現が困難となる
- ④ 教員それぞれの専門性を生かした教育を受けられない可能性がある
- ⑤ 切磋琢磨する環境の中で意欲や成長が引き出されにくい
- ⑥ 教員への依存心が強まる可能性がある
- ⑦ 進学等の際に大きな集団への適応に困難を来す可能性がある
- ⑧ 多様な物の見方や考え方、表現の仕方に触れることが難しい
- ⑨ 多様な活躍の機会がなく、多面的な評価の中で個性を伸ばすことが難しい

学校の適正な規模・配置についての国の基準、考え方

学校規模の標準を下回る場合の対応の目安（小学校）

区分	対応の目安
1～5学級：複式学級※が存在する規模	学校全体の人数や指導方法にもよるが、一般に教育上の課題がきわめて大きい ため、学校統合等により適正規模に近づけることの適否を速やかに検討する 必要あり。地理的条件等により統合困難な事情がある場合は、小規模校のメ リットを最大限生かす方策や、小規模校のデメリットの解消策や緩和策を積極 的に検討・実施する必要がある。
6学級：クラス替えができない規模	一般に教育上の課題があるが、学校全体及び各学年の児童数に大きな幅が あり、児童数が少ない場合は特に課題が大きい。児童数の状況や、更なる小規 模化の可能性、将来的に複式学級が発生する可能性も勘案し、学校統合等によ り適正規模に近づけることの適否を速やかに検討する必要あり。地理的条件等 により統合困難な事情がある場合は、小規模校のデメリットの解消策や緩和策 を積極的に検討・実施する必要がある。
7～8学級：全学年ではクラス替えができない規模	学校全体及び各学年の児童数も勘案し、教育上の課題を整理した上で、学 校統合の適否も含め今後の教育環境のあり方を検討する必要あり。今後の児童 数の予測を踏まえ、将来的に複式学級が発生する可能性が高ければ、6学級の 場合に準じて、速やかな検討が必要である。
9～11学級：半分以上の学年でクラス替えができる規模	学校全体及び各学年の児童数も勘案し、教育上の課題を整理した上で、児 童数予測等を加味して今後の教育環境のあり方を検討する必要である。

学校の適正な規模・配置についての国の基準、考え方

学校規模の標準を下回る場合の対応の目安（中学校）

区分	対応の目安
1～2学級：複式学級※が存在する規模	学校全体の人数や指導方法にもよるが、一般に教育上の課題がきわめて大きいため、学校統廃合等により適正規模に近づけることの適否を速やかに検討する必要あり。地理的条件等により統合困難な事情がある場合は、小規模校のメリットを最大限生かす方策や、小規模校のデメリットの解消策や緩和策を積極的に検討・実施する必要がある。
3学級：クラス替えができない規模	一般に教育上の課題があるが、学校全体及び各学年の生徒数に大きな幅があり、生徒数が少ない場合は特に課題が大きい。生徒数の状況や、更なる小規模化の可能性、将来的に複式学級が発生する可能性も勘案し、学校統合等により適正規模に近づけることの適否を速やかに検討する必要がある。地理的条件等により統合困難な事情がある場合は、小規模校のデメリットの解消策や代替策を積極的に検討・実施する必要がある。
3～5学級：全学年ではクラス替えができない規模	学校全体及び各学年の生徒数も勘案し、教育上の課題を整理した上で、学校統合の適否も含め今後の教育環境のあり方を検討する必要あり。今後の生徒数の予測を踏まえ、将来的に複式学級が発生する可能性が高ければ、3学級の場合に準じて、速やかな検討が必要である。
6～8学級：全学年でクラス替えができ、同学年に複数教員を配置できる規模	学校全体及び各学年の生徒数も勘案し、学校規模が十分でないことによる教育上の課題を整理した上で、生徒数予測等を加味して今後の教育環境のあり方を検討することが必要。
9～11学級：全学年でクラス替えができ、同学年に複数教員の配置や、免許外指導の解消が可能な規模	教育上の課題が生じているかを確認した上で、生徒数予測等を加味して今後の教育環境のあり方を検討することが必要。

学校の適正配置を考える上での通学条件の考え方

学校の配置に当たっては、児童生徒の通学条件を考慮すること。児童生徒の負担面や安全面などに配慮し、地域の実態を踏まえた適切な通学条件や手段が確保される必要がある。

【国の示す通学時間等の目安】

- ・徒歩や自転車であれば、従来の通学距離の基準（小学校：4 k m以内、中学校：6 k m以内）が妥当。
- ・スクールバスなど適切な交通手段が確保され、遠距離通学のデメリットを一定程度解消できれば、概ね1時間以内。

上記を目安に、地域の実情や児童生徒の実態に応じ市町村が判断。